

一次産業等の体験を通じた企業と南部地域の関係づくり業務仕様書

1 委託業務名

一次産業等の体験を通じた企業と南部地域の関係づくり業務委託

※南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町の13市町をいう。

2 業務の目的及び概要

本業務は、今後も人口減少が継続すると予想される南部地域において、第一次産業や地域コミュニティ、伝統行事等の担い手不足を解消し、南部地域に賑わいをもたらす人の流れを創出するため、地域内外の企業との継続的なつながりづくりをめざした、第一次産業等に関する体験機会の提供を企画・運営するものである。

3 履行期間

契約の日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。詳細の条件は次のとおり。

(1) 一次産業等体験の企画・実施業務

①一次産業等体験の企画

ア) 企業関係者（社員等）に南部地域の魅力を感じてもらうことを目的とした、一次産業等に関する体験機会の提供を企画・実施すること。

イ) 実施地域については、南部地域から2市町以上選定すること。なお、原則として別紙候補一覧の中から選定することとするが、より高い効果が見込まれ、地域との調整等を含め実施可能なものであれば、それ以外を提案することも差し支えないこととする。

※実施地域は、県及び地域（市町担当者）と受託者で協議の上決定するものとする。

ウ) 以下の効果を目指した企画とすること。

【目指す効果】

- ・参加者である地域内外の人々が普段の生活の場と異なる地域と関わる中で Well-being（※1）を向上させる効果

※1：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

- ・一次産業等の人手不足の解消につながる効果

- ・参加者と受入先（農家等）が持続可能な Win-Win の関係を構築することで、地域と多様な形で関わりを持つ関係人口が拡大する効果

- ・企業が南部地域を知ることによって、企業の地域貢献活動や企業研修の場としての活用など、今後の継続的なつながりが創出される効果

- エ) 1市町あたりの受入可能期間は14日間以上、参加者数は30人以上を確保すること。
- オ) 受入をスムーズに進めるため、受入先（農家等）に対する講習会（セミナー）を開催すること。
- カ) 受入先との協議を踏まえ、一次産業等体験の実施に係るプログラムを作成すること。
なお、体験内容は、参加者の安全が確保されたものであること。また、受入先には必要に応じて謝礼等を支払うこと。
- キ) 参加者が一次産業等の体験だけでなく、地域の多様な魅力を知ることができるよう、参加者に対して、受入期間中に開催される地域の伝統行事（祭等）やイベント、地域の周遊スポット等を紹介すること。

②参加者（参加企業）の募集

- ア) 参加者のメインターゲットは南部地域外の企業関係者（社員等）とする。企業の人事担当者やワーケーション担当者など、将来的に当該企業が南部地域に関わることにについて一定の権限を持つ者が望ましい。その他、企業関係者でなくとも、一次産業等の体験に興味を持つ南部地域内外の参加者をターゲットに含めることは差し支えない。
- イ) 参加者の募集、受付、受入先とのマッチングを行うこと。また、周知においては、SNSなどを活用し、広く発信を行うこと。
- ウ) 参加者が、宿泊場所や交通手段等について事前に準備ができるよう、参加の案内をまとめたしおり等の資料を制作すること。特に交通手段については、公共交通機関を利用した交通手段やレンタカーの借りられる場所等、詳細に案内すること。
- エ) 不測の危険に備えて、参加者全員に傷害保険に加入させること。

③一次産業等体験の実施・運営

- ア) 参加者に対する総合的なサポートを行うこと。特に受入期間中は、以下のサポートを行うこと。
- ・体調不良者の対応
 - ・参加者への集合場所の連絡
 - ・参加者の当日の出欠確認
 - ・駐車場の確保
 - ・当日の天候等に応じた実施内容の調整
 - ・参加者からの問合せへの対応
- イ) 参加者へのアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、三重県と協議の上決定すること。

④地域の方々との交流会の開催

- ア) 受入期間中に農家等を含む地域の方々と参加者との交流会を開催すること。なお、交

流会に参加していただく地域の方々は3名以上を確保すること。

イ) 交流会の会場を確保すること。

ウ) 交流会の進行役を手配すること。また、必要に応じて軽食を用意する等、会が円滑に進むよう工夫すること。

※飲食代を参加者の自己負担とすることは差し支えない。

(2) 独自提案取組

ア) 事業の趣旨を踏まえたうえで、当該事業をより効果的な内容とする方策(例:地域の魅力を知ることができるイベントの開催、地元農家と企業社員との意見交換の実施等)について、委託料の範囲内で実施可能なものがあれば提案のうえ取り組むこと。

(3) 事業実施報告書の作成

ア) 事業の結果を報告書としてまとめること。その際、実施結果の分析を行って課題を整理するとともに、企業との継続的なつながりづくりに向けた今後の取組方向の考察についてとりまとめること。

イ) 報告書には、参加者に向けて実施したアンケート結果を掲載するとともに、分析して結果をまとめること。

5 契約上限額

6, 205, 448円(税込)(消費税及び地方消費税は10%として計算)

6 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。

(2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。

(3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

(4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。

- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物

4 (3) で作成した事業実施報告書を電子データで1部提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月28日(金)

(2) 提出場所

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課

Email:nanbu@pref.mie.lg.jp